



「貸付に関する管理弁法の概要について」

中国金融監督管理総局は金融機関の貸付管理能力及び金融サービスの質を向上させるため、「固定資産貸付管理弁法」、「流動資金貸付管理弁法」、「個人貸付管理弁法」を2024年1月30日に正式公布しました。上記三つの管理弁法は2024年7月1日に施行される予定で、主な変更点は以下の通りです。

1. 貸付期間の明確化

- 従来、明記されていなかった貸付期間について本弁法では性質に応じて期限が設けられました。

① 固定資産貸付の場合

10年を超えてはならない。10年を超える貸付の必要性がある場合、貸付人の本店が審査を行う、又は実際の状況により相応レベルの支店に審査、承認権限を慎重に授権する。

② 流動資金貸付の場合

原則としては3年を超えてはならない。キャッシュフロー回収周期が長期にわたる場合、貸付期間を延長することができるが、最長5年を超えてはならない。

③ 個人資金貸付の場合

個人消費は5年を超えてはならない。生産、経営用は通常5年を超えてはならず、キャッシュフロー回収周期が長期にわたる場合、貸付期間を延長することができるが、最長10年を超えてはならない。

2. 貸付延長期間の明確化

- 3つの管理弁法ともに貸付延長期間について明確化されました。

変更前	(記載なし)
変更後	期間1年以内の貸付の延長期間は累計して元の貸付期間を超えてはならない。 期間が1年を超える貸付の延長期間は累計して元の貸付期間の半分を超えてはならない。

3. 資金使途・定義の明確化

- 固定資産投資の定義を設けるとともに、流動資産貸付の禁止項目が追加されました。

① 固定資産貸付の場合

変更前	(記載なし)
変更後	固定資産投資とは借入人の経営における固定資産の建設、購入、改築等の行為を指す。

② 流動資金貸付の場合

変更前	固定資産、株式等への投資、国が禁止した生産・経営の領域への用途に使用してはならない。
変更後	借入人の株主配当及び金融資産、固定資産、株式等への投資、国が禁止した生産・経営の領域への用途に使用してはならない。

照会先: 国際事業部 (東京) 電話 03-6704-3798
(大阪) 電話 06-6268-1907

当資料は海外進出をされている日系企業のお客さまのために、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、現実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいようお願い致します。 *禁無断転載



りそな銀行アジアニュース

2024年5月27日
りそな銀行 国際事業部

【上海駐在員事務所】

4. 受託支払金額基準の調整

- 基準金額の引き上げ及び明確化を行い、貸付金の使用面での利便性向上を図りました。

① 固定資産貸付の場合

変更前	1回あたりの支払金額が総投資額の5%を超える場合、又は500万人民元を超える場合、貸付人による受託支払方式を利用しなければならない。
変更後	1回あたりの支払金額が1,000万人民元を超える場合、貸付人による受託支払方式を利用しなければならない。

② 流動資産貸付の場合

変更前	1回あたりの支払金額が高額である場合、貸付人による受託支払方式を利用しなければならない。
変更後	1回あたりの支払金額が1,000万人民元を超える場合、貸付人による受託支払方式を利用しなければならない。

上記3つの管理弁法は銀行業金融機関の貸付業務を規範化した基準法で、従来の各暫定弁法を修訂したものです。本弁法の施行により今後、中国国内の銀行から借り入れている場合、貸付期間などの取扱方法が変更される可能性があります。今回のニュースで紹介した以外にも内容は多岐にわたっており、中国国内で融資を受けている、または予定がある場合は事前取引銀行へ確認しておく必要があります。

照会先：国際事業部 (東京)電話 03-6704-3798
(大阪)電話 06-6268-1907

当資料は海外進出をされている日系企業のお客さまのために、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、現実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 *禁無断転載